

平成 29 年 12 月 7 日総務文教委員会 議事録

10 時 00 分 開会

○出席委員 (7 人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也、末広 和基、大井 渉、山崎 年一、寺岡 公章

○欠席議員 山本 孝三

○網谷委員長 皆さん、おはようございます。

きょうは山本委員から欠席の連絡が入っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

市長さん、御挨拶お願い申し上げます。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程第 1、議案第 61 号和解についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

山崎委員。

○山崎委員 おはようございます。勉強不足で申しわけないんですが、この新システムというのは、今、西部 4 市町で使われておると言われております、情報システム共同利用推進会議というやつのものでしょうということが、まず、1 点。

それから、今回の切りかえによって、大竹市の財政的な支出というのは従来よりふえるのか、減るのか。それがもう 1 点。

それから、現在、5 市町、熊野町入れて 5 市町ということで。それで、よその自治体を見てみますと、定義の 16 業務より 3 業務ふやして 29 業務だとか。あるいは阿多田と立戸は 2 業務ふえて 28 業務だとかいうようなあれが、パソコンを見ると出とるわけですが、大竹市としては何業務になるのかということをお教えください。

以上です。3点、お願いします。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 新システムは、西部の5市町が使っているものかというのは、そのとおりでございます。支出については、減るのか、ふえるのかという件につきましては、ふえるという方向にいきます。具体的に申し上げますと、検討時の額ですので、これで確定というものではないんですが、年額でいけば、導入費用とランニング費用、これ5年間分を分けていきますので、それで5年間分の1年ということで、年額でいきますと、今4,200万円程度ものが6,400万円ぐらいになりますので、1.7倍ぐらいになるかと思っております。

ただ、法改正に伴うシステム改修費というのがございますが、こちらに関する割り勘効果というのは、これまでより大きくなります。そのためトータルでの差というのは、もう少し縮まっていくものであろうと思っております。

ちょっと業務につきましては、26業務を基本といたしまして、今もう二つぐらい加わるのではないかという形で調整をしているようでございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

例の財政的な部分でございますが、議案第61号の説明では、第2条で相手方の負担により新しいシステムに移行する場合は支援するというのは、これは技術的な面での支援で、財政的な面での支援ではないという解釈なのかどうか、そのところ1点だけ教えてください。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 システム移行する場合、どうしても技術的といいますか、人的な手間はかかります。その手間の部分につきましては、相手方の責任でということで、それについては大竹市からの負担なしにやってくださいということを協議によって確認をしております。大きな意味で言えば財政的な負担ということではあろうかと思えます。以上です。

○山崎委員 ありがとうございます。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 説明されたのかどうかわかりませんが、基本的なところを1点、お聞きします。和解についてという形になってますよね。自動更新だというふうに書いてあるんですが、自動更新ということは、自動で新たな契約が、また、発生するわけですね。途中でやめられたという。だから、一方的に相手方やめられたら、和解という言葉が使われたのか。その自動更新の中身ですよ、要するに。それ3年更新なのか、1年更新なのか、どういう契約書だったのか、その辺をお聞きしたいと思います。あとは山崎委員さんが、聞いていただいたので、私の質問は今の基本的な和解という言葉のね。この中身、内容について、お願いします。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 利用期間完了の日の1カ月前までに甲から、甲が大竹市です。乙が相手方

です。甲から乙に対する文書による本契約終了の申し出がない限り、本契約のサービス利用期間は、さらに3カ月更新されると。その後の更新についても同様というような契約内容になっておりまして、多くの場合は甲及び乙だとかいうような表現になっておりますが、我が市が締結した利用計画書では、甲からということになっておりますので、乙からという道がございませんので、とは言いながら、100年も200年も続く契約というのはあり得ませんので、その辺のサービス事業を停止するということで協議をしまして、その新しい業者といたしますか、システムを確保できるという見通しが立ちましたので、乙からの申し出があったことを受けて、停止することを合意しましたと、このことについて議会に合意を求めようというのが、その意味での和解の議案でございます。以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 大体わかったんですが、今の3カ月更新というのは、ということは、今のユニシスから変わってなかったら常に3カ月ごとの更新だったと。それがずっと自動更新で続いていくと、そういう意味に捉えていいんですかね。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 先日もちょっと説明しましたが、大きなバージョンアップがあって、大きな値段がかかるというようなときがありましたら、次のシステムを検討するということはあるんですけど、そういうことがなければ、私どもは、ずっと続けるという予定でございましたので、ずっと続くものだというふうに考えておりました。

○網谷委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認め、よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第67号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

末広委員。

○末広委員 おはようございます。

先ほどの議案と似通った要件ではあるんですが、ひとまず長期の概念というのは、どの程度の契約期間を表現するのでしょうか。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 予算は単年主義でございますので、その単年主義を越えるということで、1年を越える契約というふうに考えています。

○網谷委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。そうしますと、先ほどの更新契約は3カ月単位だったんですけども、あくまでも甲から乙ということなんですけど、こういう業界や技術は日進月歩だと思うんですが、選択肢が広がってきたときに、そういう意味でいいますと、長期というのが、その間に新たな選択肢が発生するという機会損失のような要件が、リスクが逆に高まるのかなという気もするんですが、その辺についてのお考えがあれば、お教えください。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 一定期間、そのものを利用するという前提で長期継続契約を締結しますので、そのソフトの改良等がございましたら、それは追加での契約ということになるかと思えます。以上です。

○網谷委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 それでは、以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で、討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第64号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第65号議会の議員の議員報酬及び費用弁償などに関する条例の一部改正については、関連がございますので一括審査としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 それでは、そのように決定させていただき、本件を一括審査といたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願い申し上げます。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 それでは、執行部からの補足説明はないということなので、質疑を求めます。
山崎委員。

○山崎委員 一般職、再任用の職員の期末勤勉手当の改定と、給料の改定ということで、それぞれ合計して原資を幾ら必要とするのか。また、平均で、給料平均一人当たり幾らになるのか、こんなところが出ておれば一つ、お願ひをしたいんであります。それと、特別職の期末手当増加分の、それぞれの金額、これが出ておれば、お願ひいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 給料の引き上げ分の影響額といたしまして、総額で1,250万円程度ということでございます。それから、特別職のほうの影響額でございますけれども、特別職だけ、ちょっと今、手元にございませぬで、これらを合わせまして3,215万4,000円の増額ということでございます。

後ほど、調べまして、お答えをさせていただきたいと思ひます。申しわけございませぬ。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 一人当たりの影響額でございますけれども、給料分が、一人当たり約6,600円、それから、期末分が3万7,000円ということでございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 済みませぬ。期末が3万7,000円ということですね。それで、実は今現在、大竹市議会のほうでも、議会基本条例を作成するという事の中で、報酬のことについても今、議論を、ほぼ案ができつつあるんですけども、報酬審にかけるという部分について、手当、議員の場合でいえば期末手当とか政務活動費も入りますかどうか、この辺の解釈は別としまして、そういったものは報酬審の審議の対象にならないのかどうか、報酬については、諮問されれば、審議されるんだと思ひますが、今まで、こういった期末手当とか、審議がされなかつたような気がするんであります。そこについて手当の報酬審へ諮問される場合があるかどうかということについて、ちょっとお伺ひします。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 条例上、議員の議員報酬と政務活動費は対象であるというふうに理解をしておりますが、手当についても、特に諮問をしていただきたいということであれば、それは検討する範囲はあるかもしれませぬ。

ただ、条例上の決まりに入つてませぬので、それについては、なお、検討が必要かなというふうに考えます。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

議会のほうから、そういう要請が諮問していただけるということのようでございます。まだ、いろいろ条例等の関係でしっかりと議論もしていかなきゃという部分もあるような

答弁だったように思います。

それで、今回の給与報酬、この改定は人勸実施だということではありますが、一般職、特別職、議員ということでの期末手当が盛り込まれております。人勸との関係、この期末手当の、特に特別職、議員の場合の期末手当の増額が人勸との関係で、どういう関係にあるのかということについて、お伺いしたいんでございますが、よろしく申し上げます。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 報酬審につきましては、条例上は、先ほど申し上げましたように、報酬と政務活動費ということになっておりますので、用務が、そのことになってますので、それ以外のものについて諮問できるかどうかというのは、ちょっともう一遍、確認する必要がありますということ、諮問できますということではございませんので、ちょっとそこは御理解いただけたらと思います。

人勸の取り扱いでございますが、議会運営委員会の説明、申し上げましたとおり、一般職につきましては国家公務員の例に合やすということが慣例としております。一般職の期末勤勉手当の支給率の取り扱いと、常勤の特別職についての期末手当の割合を整合性をとっていくということで、常勤の特別職と議員報酬、議員の取り扱いについて、整合性をとっていくということが、これまでの慣例ということでございます。

人勸だけで申し上げます。これは一般職の職員だけの勧告でございます。以上です。

○山崎委員 ありがとうございます。終わります。

○網谷委員長 ほかに。

大井委員。

○大井委員 2点お聞きします。調べてくればよかったんですが、人事院勧告ですね、あれは規模別とか対象とする規模別の企業等のベースアップ分、その差額が人事院勧告、出ると思うんですが、人勸の今の対象が、あれ、従業員何名以上が何社とかという中身をちょっと教えていただきたいということと。

それから、我々、特別職も含めて、職員の方も、自分の記憶では3年連続ぐらいでベースアップ、あるいは賞与等が上がっておるんだろうと思うんですがね。

嘱託職員は、市役所のOBの方、専門職ですから、そういう方が多いんだろうと思うんですが、臨時の方ですよ。これは、この3年間か4年間ぐらいですね。どういような、こういうベースアップに合わせて据え置いているのか、それとも、何かボーナスという言葉はないでしょうけど、一時金か、みたいなものをお出しになっておるのか、賃金の改定をして、1時間当たりの時間手当、1時間当たりの金額を上げておられるのか、その辺、この数年のアベノミクスになって少し景気がよくなって、こういうベースアップが行われはじめたときの臨時職員の方の対応、どういうふうにされておるのか。あるいは、されてなかったとしたら、今後どうされるのか、その辺の考え方をちょっと教えてください。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、人事院勧告が、大体どのぐらいの規模の企業ということでございますけども、基本的には50人以上の規模ということで調査対象となっております。

それから、臨時職員等、人勸の関係ということでございますが、公務員のほうの給料がずっと上がらなかった時期、この時期に逆に下げられた時期とかもあったんですが、そのときには臨時職員のほうは、逆に下げるといようなことはしておりませんでした。そのまま据え置きということであって、ちょっと今は、連動してないということがございます。

基本的には、近隣の市町との差が、あんまりないよというので、調査をしながらやっております。2年、3年ぐらい前ですか、保育士さんについては、そういう分を見ながら、そういう処遇改善とかを行っているところでございます。

今後でございますけれども、以前もちょっと説明申し上げましたけれども、地方公務員法の改正がございまして、年度採用の職員ということで整理をされるようになります。そのときには、改めて、そういう賃金体系とか、それからボーナスといった部分、それから退職金といった部分、全てを含めて見直しがされるということになりますので、そのときに、全てがまた見直しをされるということになろうかというふうに思います。以上でございます。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 まず、1点目のことですね。人事院勧告の分ですけどね。これ50人以上だけというんじゃないですか。50人以上が何社とか、300人以上が何社とか、1,000人以上が何社とか、そういうふうに、ちょっとこれはつきり覚えてないんですけどね。そういう総計何社と、それが今、そこのお手元があれば教えていただきたいということと。

今、その2番目に言われた臨時職員の方で、年度初めにと、こう言われたんですが、今の雇用形態ですよ。雇用形態は通常、公務員法は、一応半年契約で、最初半年の契約ができるという形になったと思うんですがね。中には3カ月とか2カ月で更新しておられるところもあるというふうに聞いておるんです、部署によってはですね。

今のような、先ほど例え出されたけど、保育士さんなんかは、もうこれ人が足りないというので、ずっと職安にも出されておるんだろうと思うし、これは大竹だけじゃなしに、ほかの自治体も大変、人を探しておられるということは、あちらこちらから聞いておるんですが、その辺の整合性ですよ。基本的に一応、半年間して最長1年と、でも、その辺は崩れておるんだろうとは思いますが、でも部署によったら2カ月とか3カ月更新を何回か継続しておられたり、何年かしておられたりというふうな方もおられるので、それを全部そろえると、年度初めにそろえるということは、それが可能なかどうかなのか、今までとね。新しくやりかえられるのかどうか、それでもう一回賃金をちゃんと見直そうとされておるのか、その辺ちょっと意図、よくわからなかったんで、もうちょっと詳しく説明してください。

賞与とか退職金とか言いましたけど、これ嘱託の方はつきますよね。賞与とか退職金も、わずかではありますが、つきますよね。臨時の方は、どういうふうに書いてあるのか、これ条例では書いてないと思うんですよ、多分。

済みません、その辺も、もう少し詳しく教えてください。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、民間給与の比較ということで、人事院勧告の関係なんですけど、今ちょっと手元にある分は、50人以上の規模の企業ということで、役職ごとに給料を比較していくというやり方でございます。

それから、今の雇用期間の関係でございますけれども、臨時さんのですね。新しく年度採用ということになりますと、その採用時期というのは一緒にしたらいいのかどうかというのものあるんですけども、その年度で一応、採用すると。

例えば、もう一回、次の年も採用するという場合は、新たに任用したのものとして整理を下さいということでございますので、1日、間をあけることもなく採用することができる。その考え方というのは、今も、そういう考え方に基づいてできるというふうには解釈をしておりますので、そういう方向で整理をしていこうというふうに考えております。

ただ、時期的に、例えば学校関係でございますと、8月とか夏休みがございます。そういった関係で、やはり一月あくとかいうときに、その間は雇わないということはあるかと思えます。

それから、これまでの整理では、そういう雇う時期というのがありまして、その臨時さんの場合は、人それぞれ雇う時期が違って、たまたまボーナス時期に雇わないということがあると、臨時職員間で得とか損とかいうことが出てまいりますので、そういった部分については、基本的には、その賃金の中にある程度含んだもので考えていこうという考え方でやっておるということでございます。以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 相当わかりました。人事院が、これ十分勉強してこなかったんだということ前置きしたんですけどね。あれ昔、300名以上の規模か何かを対象にしている、それは300名以上というのは当然、高いのが当たり前じゃないかと、だから、今の公務員は高いんよという批判があって、それから今の規模別に変えたというふうに、私、記憶しておりますが、じゃあ何名以上が何社とか、300名以上の従業員が何社とか、1,000人以上が何社とかいうのは、多分、おたくらも思っておられると思うんですけど、それがないとベースアップ、人事院勧告できないはずやから。それが、別にきょうでなくてもいいですよ、それと。

それから、先ほどの分で、今の臨時の人ですよ。臨時の人は、一応、1年単位で雇って、再任用みたいな形でされておる。更新するというような形だったんですけど、賞与とか退職金は、これはもう今の賃金に含まれるというような言い方をされたんで、ということは嘱託の人は賞与がありますよね、これは、条例に書いてありますよね。

退職金も50万円が最高、そのぐらいだったと思うんですけど、ありますよね。臨時の人というのは、これ何にもないんですか。賃金に含まれておるんですか。そこを済みません、もう一回お願いします、最後で。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 基本的には退職金は、1年以上雇用した者について支出をするということになっております。ですから、嘱託員さんの場合も、1年以上の雇用がなければ支出がないということでございます。臨時さんは、1年以上雇用する

ことというのはございませんので、退職金という考え方はございません。

それから、ボーナスも、そういう中に含んで、差がないようにということでの考え方で賃金の中に含めるという形で整理をしております。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかになしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、一括討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 職員の給料やボーナス、この引き上げについては、地域の民間賃金の引き上げや地域の消費活動、購買力の向上にもつながる。また、地域の活性化にもつながるということに感じておりますので、議案第63号については、賛成するものでありますが、議案第64号、議案第65号については、労働者である市職員と同列に考えることができないという観点から、反対をいたします。以上です。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 私は、本3件に対しては、賛成の討論をさせていただきますが、毎年上がってくることです。基本的には例年同様、人事院勧告、これに準ずるところであります。ここ近年は、増額のケースがふえてますけども、以前は減額が続くケースもあつたりと、その時代、その時代に合わせている指標の一つかなと、それを、これに準ずるといのは選択肢、正しい選択肢の一つではないかというふうに、まず思います。

そこは、基本ではあるんですが、何年前か、もう大分前になりますけど、何かの審議の場面です。入りをふやす努力を、どうすればできますかねという質疑をさせていただいたことがあります。

広告料やら手数料やら、そういったところだったと思うんですけど、そのときに職員さんが困られて市長さんがお話をくださったんですが、今の時点で市の職員というのは、なかなかもうけるというのはなれてないと、不得手であると、これから時間をかけながら、そういったスキルも身につけていく必要のある時代かもしれないと、たしか、こういった御答弁をくださったというのを覚えています。

時間、時代が流れて、今は封筒の1枚とってみても、そうですし、広報誌やホームページで広告料入る努力をしておられますし、顕著なのは、ふるさと納税です。これは市長さんはじめ職員の皆さん大変な努力をしてくださってますが、市長さんは、いつかは何かの御挨拶をされるたびに、大勢の前で大竹市にふるさと納税をと、そういったことを資料を準備しながらお話をしておられました。

そういった市長さんの姿勢を職員の皆さんもしっかりくんでくださって、いろいろな手段を使って、広くこれを広報しておられます。屋外の休憩所で、ちょっと立ち話をするときも、ああ私もしてますよなどという職員さんも多くいらっしゃいます。職員さん、一人

一人が現場で、市のために今は稼いでくださっているというふうに思います。それを反対から見ますと、私たち議員も市のために、どうやって稼げるかなというふうに考えなければいけないかなというふうに思います。

手段としては、あまり直接的に寄附というのは、私たちはできない立場でありますけれども、幅広く市内外の知人、友人、親類、縁者に声をかけて、ふるさと納税、ほかの町にするぐらいなら大竹にしてくれよというふうに一言、言って回らなければいけないなというふうに思います。

もちろん私も、これまでもしてるんですが、このたび、また後で補正予算のほうでも、ふるさと納税が結構活気があるという話も出てきますけれども、職員さん方、また、市長さんの努力というのを、私たちは応えていかなければいけないなというふうに思いました。

自分で汗をかいて、せめて増額分ぐらいは自分で稼ぐぐらいの気概を持ちたいなというふうに、改めて考えさせていただいた議案であります。

新規開拓、私もしたいと思いますので、職員の皆さん、これからもお互い頑張っていければというふうに思います。そういった意味で、新たな気づきがあった議案であります。賛成をいたします。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これにより採決に入ります。

議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決して、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○網谷委員長 ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号議会の議員の議員報酬及び費用弁償などに関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○網谷委員長 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第72号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につ

いて、日程第7、議案第73号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、日程第8、議案第75号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これは関連でございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしということですので、それでは、そのように決定させていただき、本件を一括審査とさせていただきます。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足があればお願い申し上げます。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 はい、わかりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

大井委員。

○大井委員 2、3質問をさせてください。こちらの債務負担行為のほう、こちらでは、本議案では何ページだったかな、62ページですかね。債務負担行為、これの会議システム等に要する経費300万円。それから、スクールタクシーに要する経費480万円。この2点について質問をさせてください。

まず、1点目の会議システム、これは多分、今、議会改革調査会、議長からの諮問により諮問委員会での調査会の方針だと思うんですけども、私はこれについて非常に、何といいますか、導入そのものに対して反対する気は全くありません。導入されることはいいと思うんですが、幾つか気になる点がありますのでお聞きします。

ICT、ICTと言っても非常に範囲が広いですね。情報通信技術、いわばいろんな意味の利用方法があるかと思えます。

今回は、タブレット購入ということと、それから、それに伴うシステムのインストールをする。その費用だというふうには、メールでいただいておりますが、これまず自己負担がないということが非常に僕は問題だと思います。

1週間くらい前でしたか、新聞に載っておりましたけど、府中市が東部地区では初めて導入したと。これ自己負担が、これは執行部も同時に導入したと。議員一人は月2,000円の負担だというふうに新聞には書いてありました。合計で37台購入したと、私の記憶にはあります。

それはそれでいいんですが、よそさんのことはよそさんでいいんですけど、ただ、よそさんのいろんな議会の方が視察に行かれて導入を決定されたり、あるいは、今はまだ早いか、財政的に難しいとかというような、いろんな条件で導入されたり、やめられたりというところを、いろいろインターネット等で拝見するんですが、ICTの中で、この導入目的ですよ、要するに。何でタブレットになったのかと。ほかにまだICTであるんじゃないですかと。

例えば、これもう廿日市がやっておるといふふうに聞いたんですが、本会議場のテレビの前のスクリーンに、おのおの一般質問のテーマを映し出すと。あるいは、最近になって、いろんな議員が配りたい資料というものを皆さんに配付、本会議場、出してもいいと。

これは、テレビを見ている人は全然わかりませんですよ。こういうものをスクリーンに映し出して、テレビを見る人もわかると。一般質問の内容もわかると。こういうものから先行してやっておられるところもあるんですよ。

それから、きょう山本議員欠席ですけど、委員会のテレビ中継したらどうかと言ったけど、費用が非常にかかるんで、費用的に難しいというような、執行部からの答弁だったと思うんですが、これをインターネットで、もう既にやっておって、インターネットでやれば非常に安くかかると。

これも議会基本条例から、これがいろいろ伸びてきて、こういうものに来たんだろうと思うんですが、まだ基本条例できていませんけど、基本条例の中の一環だというふうに、私は北海道の栗山町から聞いてますけど、まず、その議会改革、あるいはICTというのは一体、何をどうするのかというところを調べてみたら、要するに、議会に関心を持ってもらおうと、市民の人に議会に関心を持ってもらおうと、そのためにICTを使うんだと、利用するんだと、それはじゃあタブレットじゃないでしょうと。

さっき私が言うたようなことも含めて、まず基本が、私にはよくわからない。何でタブレットだったのか。市民の皆さんにどういう形で議会に関心を持ち、あるいは、ここへ来れない人はテレビで見ってもらうと、そういうことを先にすべきじゃないのかと。あるいはインターネット中継、委員会の中継と。

それから、もう一つ大きな問題があるのは、小中学校のタブレット導入が、これ格差があるんですよ。玖波小学校が40台だったか、35台だったか、忘れたんですけど、玖波と小方が35台と、どちらか40台。大竹小学校、一番最大規模の大竹小学校はタブレットゼロなんですよ。

一般質問のときも、教育長も言われたように、あるいは担当課長も言われたように、今からタブレット等を、今から子供さんたちが、そういうものに触れて、さわって、今からの時代を生き抜くためには、そういうもの導入しなければいけないんだと、必要なんだということを言われたんだけど、大竹小学校がゼロという状態の中で、議会が先行して優先的に購入する必要がある、全て公費で購入する必要があるのかということが、非常に大きな疑問を感じてます。導入はいいんですが、全て自己負担にすべきだと、私は思います。

これ山崎委員の質問だったと思うんですが、就学援助金とかいうのをもらう子供たちも300人ぐらいおられるわけですね。1,800人ぐらいですか、今、子供さんがおる中で。その中の300人、それを含めて、自分の家で買ってあげたいんだけど買えないと、買えないという家庭もあるでしょう。学校に行ったらないと、でも、小方と玖波はあるよと。最大規模の大竹小学校には1台もない。

以前に、視察に行くということで、事前に勉強会のときに、私、教育委員会の人に聞いたら、中学校はどうしたんですかと言ったら、中学校は、できれば必要なんですと。でも今のところ財源がないんです。じゃあ、その財源を議会より先に、小中学校のほうに振り向

けるべきじゃないのかと。

先ほども、議員の報酬の高いから、それ下げようじゃないかという声もあるわけですから、これを片方では、全部公費でもらうというのはどうかと思うんで、その辺はどういうふうに執行部のほうで考えておられるのか。

それから、いろんな議会の議員さんの報告を、各地のを見てもみましたらね、やっぱり執行部と議員が同時に導入しないと、あまり意味がないというのが、結構多いんですよね。だから導入をやめた。執行部が新たにかえるときに、議会のほうも導入すると、こういう方向が非常に多いんですよ。そういうことも踏まえて、今回、こういう債務負担行為、出されたと思いますので、それについて答えをいただきたいと思います。

それから、スクールタクシー、これはどこなんですかね。今、何台、そのスクールタクシーとの契約しておられるのか、それも含めてお願いいたします。

○網谷委員長 ちょっとその前に、今、大井委員の質問ですが、前半の部分が、ほとんど議会内の、議会改革のほうで、ある程度協議された問題ですので、タブレットの問題ですが、タブレットの議会の採用問題は、そういうことも含めて答弁をお願いします。

総務部長。

○政岡総務部長 議会にかかわる経費の負担の原則でございますが、議員が個人の用に使われる経費、生活もですが、これは議員の議員報酬で賄われるべきものと認識をしております。議員活動に要する経費につきましては、これは政務活動費を用意させていただいております。

議会活動に使われる経費というものが、これは今の、この放送機も一緒ですけど、公費で負担を行われます。大竹市におきましては、議会活動に利用するという、そういうふうな報告を受けております。

新聞記事には、議員活動にも使うので政務活動費等と、こんな言い方になっていたというふうに私は読んでおります。議員活動で使われるのであれば、その部分は政務活動費及び議員報酬等で賄えるんだろうと思います。我が市におきましては、議会活動というふうにお聞きをしております。議会事務局からは議会改革研究会、また議運で、いろいろ協議をされたというふうにお聞きをしております。

議会の本質は、会議でございますので、会議を充実するためには会議システムを導入することが非常に有効だという判断になったというふうにお聞きをしております。

玖波との比較をされましたが、タブレット導入は目的ではございません。タブレット導入は手段でございますので、それぞれ目的が違いますので、玖波の学校の案件と、大竹市議会のことをですね、手段がタブレットだからということで同率で比較することは少しなじまないのかなというふうに考えています。

私どもは議会の会議を充実するというので、各会派から出られました議員によります議会改革研究会、また、議運におきまして確認をされたという報告を受けました。予算的にも、議会費の中で調整されるということでお伺いをしておりますので、本予算につきましては、予算の債務負担行為の予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

○網谷委員長 はい、どうぞ。

○柿本総務学事課主幹兼教育総務係長 スクールタクシーに要する経費について御説明させていただきます。

今回の債務負担行為の補正ですが、これは栗谷地区在住の生徒を小方中学校に送迎するためのタクシーの借り上げに要する経費でございます。台数で契約しているのではなくてですね、1便当たりの単価、運賃で契約をしております。

台数で申し上げますと、朝行きに2便、帰りですね、夕方2便程度の運行状況ということになっております。以上です。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 済みません。言い間違いがあったようで、玖波小と言いましたけど、大竹小のほうにないということでした。訂正させていただきます。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 話をごっちゃにするなじゃなしに、あなたが話をごっちゃにしとるだけのことであって、まず教育施設という学校に、そういう格差があったらまずいでしょうと、それが不要なものならいいですよ。どうでもいいもんなら。必要だと言われとるわけだから。それを一緒にするなんて、とんでもない話であって、部長たるものが言う発言では、私はないと思うし、まず、なぜ大竹小学校に導入されないのか、中学校も1台もないのか、議会で決めた議会で決めたって、これ執行部からしか提案できないわけですから、この3件は、市長しか予算提案権ないわけですから。

じゃあ議会が言ったら、ほとんど認めてくれるということですか。何かそういうふうにもとれるんですが。

それから、先ほどの部長の答弁の中で、一部議会活動と言ったけどね。ということは、一部議員が負担するよりも何か答弁のほうがとれたんですけどね、どういうふうに聞いておられるんです。全額負担って聞いておられるんですか。それとも一部負担って聞いておられるんですか。

府中の例とかと、いろんな例を参考にされとるんですか。導入された、その議会とか。導入をやめられた議会とか、そういうところもちゃんと勉強しておられるんですか。それをもって、今、答弁されるんですか。その辺もちゃんと。

それから、教育委員会の考え方も、ぜひお聞きしたいと思いますのでね。その辺の格差について、どういうふうに思っておられるのか。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 経費につきましては、一番最近に見たのは府中市だったと思いますが、政務活動にも使うので政務活動費、議員の負担もありますよというような記事だったと思います。

私も聞いておりますのは、議会活動に使いますということですので、議会活動に使うということであれば、基本的に個人負担が入る余地はないというふうに理解をしております。

会議を樹立するために、議会費の中で財源を調整されるということですので、

それについては、議会と執行部で協議した上で、今予算については必要だという判断をしたものでございます。

教育費につきましては、申しわけありませんか、大竹小学校と玖波小学校、それぞれやり方をどうするかということにつきましては、私どもが判断する範囲ではございませんが、タブレットということをもって、議会の活動と学校の教育現場を比べるという。このあり方については、そういう、少し私どもとはちょっとなじまない考え方だなというふうに考えております。以上です。

○網谷委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 大竹市の学校のICT機器の整備について、少しお話しします。現在、おっしゃるとおり、特定の財源の確保は見込まれた場合に、その都度、機器を整備してるということで、学校間に不均衡が生じているということです。

国においては、次の学習指導要領に向けて、例えば、児童・生徒一人1台のタブレット端末などの可動式コンピュータの配備ということが必要だということが言われております。

ただ、現在、学校現場の事業における活用等の実態を考慮しながら、段階的に整備を進めていきたいと思うんですが、教育委員会としましては、そういった国が理想とする姿を目指したいんですが、学校教育に、どういった機器が有効であるか、学校と連携を図りながら、もちろん検討して予算の確保ができればという話で、努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 先ほど大阪市か、大阪市の取り組みをお話ししたと思いますけど、吉村市長が、一つの学校、全て40台、ほかはわからなかったから、これインターネットでたまたま出てきたから調べたんですけど、見たんですけど、大体導入してるんですよ。この前の教育長が一般質問のとき、答弁で言われたとおりなんですよ。

そこで、大竹市は最大規模の学校に1台もないだなんていうとね、そら誰が聞いてもおかしいですよ。我々、会派が市民の味方という、会派でこれちょっと、多少個人的なことになりますけど、この前報告会、開きました。40～50人の方に集まっておきまして、この話もいたしました。皆さんから全くだというお褒めの言葉いただきました。この格差、おかしいじゃないかと。やっぱり、こういうものから先にね。

今、安倍政権が先に目指しているか、教育、これ非常に力を入れると。消費税の一部をもっていくと、まさしく、それ教育の、本当に家庭で買えない家庭もあるだろうから、そこは一気に全部、じゃあ小学校から中学校、全部入れてくださいと、それは難しいでしょう、財源的に。でも、少しずつでも導入して機器に触れるということのを小さいときからさせてあげるといのが、まず、行政や教育委員会のあり方だろうと思うし、それが、そうでなかったら、議会のほうは一步も二歩も譲るべきであって、先ほどの山崎委員ではないですけども、報酬とか、いろんなものを、あれは賞与も下げたほうがいいという人までおられるわけですから、でも片方じゃこれ買おうと言ったら議会改革になりませんよ。

教育委員会のほうが予算要求、来年されるのか。今後の見通しはどうか、他市のことも多分ちゃんと調べておられると思いますけど、私は、ぜひわずかでもいいから、大竹

小学校に、せめて小方の半分でもいいから、20台ぐらいは、とりあえず導入してあげると、それから、次は中学校にと。それは就学前の助成金をもらえる子供さんが300人もおられるという中で、なかなかこういうものは、高額なものは買えない人もおられると思いますので、行政というところは、そういうことをよく考えるところである。

議会もそうだと思いますので、その辺で何か再度、お考えはあるんなら、お聞きします。以上です。

○網谷委員長 教育長。

○大石教育長 今、教育委員会の考えということで、質問がありましたので、それについてお答えをさせていただきます。

今、御承知のように、本当に教育情報化というのは極めて変化が激しい、ものすごく進んでいる状況でございます。そういった変化の激しい社会の中において、子供たちが困らない、たくましいやっぱり力をつけていくということは、極めて必要だろうというふうに思っております。

そのために、今、教育委員会としても、できるだけ努力をしたいというふうに考えておりますが、やはり限られた財源の中で優先順位を決めて取り組んでいくということが、やはりどうしても必要になってまいります。今、学校、市長部局のおかげで教育環境、学校が本当に設備が充実してまいりました。

実は冷暖房完備、この設備が恐らく広島県内でも100%になっているのは、本市だけじゃないかなというふうに思っております。そういった恵まれた環境の中で、今、子供たちが生活をしています。そういう中で、今のICT機器の整備ということも、今、当然求められています。そういうことで、我々は何ができるか、少しずつ、そういった学校としっかり連携しながら今、進めてまいりたいというふうに考えているところです。

御承知のように、今、玖波小学校、小方小学校にはタブレットが入ってますが、大竹小には入ってません。そういったことも学校と連携しながら、学校の声をしっかり聞きながら、我々も必要なところへ少しずつ手当をしたいというふうに考えております。御了承いただけたらと思います。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 質問にかえさせていただくのが、大変しにくい案件なんですけど、今の会議システムの導入についての学校教育現場のICTですが、玖波小学校は、できたばかりです。小方小中も、まだ数年です。大竹小中は、もう少し古い。建物は新しいです。大変すばらしい学校を早目に建てていただきました。そういう中でICTの導入は、タブレットの購入をすれば、すぐ使えるものではありません。

恐らくですが、総務学事課長おっしゃったようにですね、導入に際しては、事前の無線環境、セキュリティ環境、教室の大きいということは、教室の数も多い。そこに全てに通信環境やセキュリティ環境を整備するのは、タブレットの購入だけでは済まない、事前経費は要るんだと私は思うんですが、正しいかどうかだけお教えください。

○網谷委員長 教育総務係長。

○柿本総務学事課主幹兼教育総務係長 おっしゃられましたように、タブレットだけ学校に導入すれば、それで全てオーケーかというわけではございません。

例えば、大型掲示装置、こういったものに映し出すということも必要かと思えます。ですから、タブレットだけではなくて、タブレットプラス、どういいますか、それを効果的に映し出す装置であるとか、例えば転送する装置であるとか、そういったものも同時に必要になってまいります。以上です。

○網谷委員長 ちょっと、委員の皆さん、中断して申しわけないんですが、今、一般会計の補正予算の審議に入っておるので、ICT、タブレット、教育関係はちょっと御遠慮願いますように、よろしく願いいたします。

補正予算のほうの関連で、質疑がございましたら、お願い申し上げます。

ほかにございませんか。

末広委員。

○末広委員 63ページの臨時財政対策債の件ですが、私、勉強不足で、この臨時財政対策債なる概念と交付税の区別が、まだつきかねておるところです。

このたび地方交付税は減額635万円、臨時財政対策債については約2億2,000万円の減ということなんです、概念上では同じものとお聞きしてはおるんですが、交付税が2億円減になると、臨時財政対策債が2億円減になるとでの意味の違いや市債発行ということであれば、当然、金利負担も発生するでしょうけども、その辺の関係性が微妙にわからないところありまして、少し詳細にお教えいただければありがたいと思えます。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 基準財政需要額をどうやって賄うかということでございますが、税等で賄い、地方交付税で賄い、臨時財政対策債で賄うということでございますが、全額、地方交付税で賄える以前の制度であれば、単年度単位で片がつくということですが、臨時財政対策債につきましては、その元利償還金を後年度、基準財政需要額のほうへ足すということですので、単年、単年で片がつかず、今年度に片がつくということになります。

ぎりぎりのところで、臨時財政対策債の償還が終わる前に不交付団体になれば、その元利償還金について措置されませんので、そういうようなぎりぎりのところの、市においては、そういう状況があらうかと思えます。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑ございますか。

山崎委員。

○山崎委員 新聞報道を見ますと、非常に景気が戦後最長の拡大傾向だとか、あるいは株価がどんどん上がって、非常に景気もいいんだという報道に接するんですけども、何せ私の生活実態とが、なかなか合致しない。どこに景気がええんだらうかと、周りを見ても、そんなに景気が上向いたような感じはしないんでありますが、そういった中で、固定資産税の1億円の歳入があります。国道なんか走ってますと、企業活動が非常に活性化してるのかなという感じはあるんでございますが、この1億円の固定資産税の増額というのは大変大きな金額だと思うんですが、どういったことから、こういうことができたのか、ちょっと教えてください。

それから、60ページのふるさと納税でございます。先ほど、先輩議員のほうからも御指摘があったようでございます。5,000万円計上されております。これについて、現在の状況、また新しい報告等できれば一緒にお受けできたらと思います。

それから、79ページの市営住宅御園団地の整備事業であります。現在の入所希望状況、あるいは、それに伴いまして、御園2号、御園3号の入居者がどれぐらい、あちらに移られるのかと、今現時点で。また、その後、決まってない方が何人ぐらいいらっしゃる、というふうな方向なのかという部分がわかれば、一緒に合わせてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○網谷委員長 はい、どうぞ。

○池田市民税務課長 それでは、固定資産税の1億円の増額について、御説明いたします。

今回、1億円の補正予算を組ませていただきましたが、これは主に償却資産ということでございます。償却資産につきましては、企業等から提出期限が1月末ということでございます。当初予算の編成時期の都合上、全ての申告内容を反映することは困難となりますので、今回、当初予算と比べて増収が見込まれたということで1億円の補正を計上させていただきました。

この補正額の1億円の内訳といたしましては、償却資産で約9,400万円、家屋課税のほうで500万円、土地課税のほうで100万円というふうになっております。以上です。

○網谷委員長 総務係長。

○丸茂総務課総務係長 ふるさと納税の現在の状況でございます。

12月6日、きのう現在でございますが、寄附金額が8,105万2,000円、寄附人数が2,752人となっております。既に当初予算8,000万円をちょっと超えている状況でございますので、補正をお願いするものでございます。

新しい報告といたしましては、今まで2社に対してふるさと納税ポータルサイトを掲載しておりましたが、この8月、9月にかけて、もう2社ほどふやしまして、合計4社のポータルサイトで商品を出店したことによりまして、寄附の増加があったと思っております。

今、22事業者100品目を出店しておるんですが、年内中には、もう3社、事業者がふやまして、116品目になる予定で、今、事業を進めておるところでございます。以上です。

○網谷委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 御園6号棟へ、御園2号棟、御園3号棟から移られる予定の方でございますが、約30世帯ぐらい今予定しております。

そのほかの平家住宅のほうから20世帯ほど、今、予定しておりますので、御園の6号棟へは約50世帯が入居されるという予定です。御園2号棟、御園3号棟から移ることが決まっていない人については、ちょっとまだはっきりお答えできない状況でございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。御園2号棟、御園3号棟、50世帯ということでありますが、今後、たしかあそこ80世帯という予定だったと思うんでありますね。今後、30世帯については、どういうところを対象として移動してもらおう。あるいは一般公募するという

ことなのか、その部分について、現時点での方向があれば、またお伺いします。

それから、先ほどの償却資産9,400万円、これは、例えば具体的に中身についての話はなかなかできないということなんでしょうか。そのところが報告できれば、一つ御願いをいたします。

それから、74ページの施設型給付事業というのが2,286万1,000円、これ増額されておられるわけですが、1号認定が500万円、2号・3号認定が1,773万円ということになっておりました。これまさか子供がふえたということじゃないんだろと思うんですが、どういった制度の改定条項があったのか、どういったことで、こういう増額になったのかということ、ちょっと教えてください。以上、よろしくお願ひします。

○網谷委員長 税務課長。

○池田市民税務課長 先ほどの御質問でございます、償却資産で約9,400万円、これの内訳としまして、大手企業で約8,400万円、それとあと総務大臣配分等ということになっております。

○網谷委員長 都市計画課長

○中司都市計画課長 御園6号棟の残り30世帯分のあきについてでございますけども、この1月の一般募集をかける予定にしております。以上です。

○網谷委員長 児童係長。どうぞ。

○井上福祉課課長補佐兼児童係長 施設型給付費の補正予算の関係です。

補正の理由につきましては、施設型給付の対象となります入所児童数の増加というものもちろんあります。

それとあわせて施設型給付費の算定項目のうち、保育所職員の処遇改善加算の加算率の引き上げとか、あと加算メニューの追加、また、国家公務員の給与改定に基づきます給付単価の増額も見込まれておりますので、それらを加味した要求額となっております。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 児童数の増加があるんだという大変うれしいお話があったんですが、この状況が報告できるようでしたら、お願ひをしたい。それだけでで終わりにします。

○網谷委員長 児童係長。どうぞ。

○井上福祉課課長補佐兼児童係長 入所者数の増加の状況ですが、特に3歳未満児のお子さんの年度途中の入所者がふえております。

トータルの数といたしましては、3歳未満児だけではないんですが、今年度、今までのところ中途の入所が46人となっております。以上です。

○山崎委員 終わります。ありがとうございました。

○網谷委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに質疑はなしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、一括討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

大井委員。

○大井委員 議案第72号一般会計補正予算、この債務負担行為、このみが反対でございますので、全てを反対しなきゃならないという、ほかに対しては異論はありませんけど、この債務負担行為については、議員みずからが改革をするんなら、襟を正す、そういう意味で、債務行為負担はすべきではないということで反対いたします。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 議案第64号、議案第65号につきましては、期末手当の増額分ということがございますので、反対とさせていただきます。

失礼しました。補正予算の議案第72号につきましては、取り消させていただきます。

補正予算の議案第72号につきましては、議案第64号、議案第65号の補正が入っておりますので、反対とさせていただきます。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 私は賛成なんですけれども、議員報酬の件について、先ほど別のところで申し上げたように、私たちも増額分ぐらい、頑張って稼ぐぐらいの気概を持って、職員さんが頑張って稼いでくださっている分の上にあぐらをかかないように、改めて、それこそ襟を正しましょうというところでございます。

ほかの議員さんからも反対もあった会議システムのことについて、ごめんなさい。直接これだけ触れたいわけじゃないんですけれども、これについて、タブレットという、議会で使うというのは、要は、このマイクシステムを議会費で買うのと同じことだと、私は思ってます、会議の効率化が図れるのなら必要なものではないかなと考えております。

その他もろもろ数字の整理等ありまして、全体的にまとまった補正でないかなというふうに思いますので、賛成します。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第73号及び議案第75号を一括採決いたします。

本2件を原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、議案第72号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○網谷委員長 起立者多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(29. 12. 7)

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会といたします。

御苦労さんでした。

11時20分 閉会